

○国庫帰属押収物の取扱要領について（例規通達）

平成23年 5 月11日

／佐本会発第205号／佐本刑企発第118号／

改正 令和元年 8 月 5 日佐本務発第831号

令和 4 年 3 月 7 日佐本務発第184号

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条第3項の規定により国庫に帰属することとなる押収物の取扱いについては、別添国庫帰属押収物の取扱要領により定めたので、適正を期されたい。

別添

国庫帰属押収物の取扱要領

1 国庫帰属押収物が物品である場合

- (1) 佐賀県警察証拠物件取扱保管要領の制定について（例規）（平成11年 2 月 1 日付け佐本捜一第127号）により押収物の管理責任者とされている警察署長又は警察本部の事件担当課長（以下「警察署長等」という。）は、押収物である動産が国庫に帰属した場合において、当該動産が物品管理法（昭和31年法律第113号）第2条第1項に規定する物品に該当するときは、警察本部の担当各部の庶務担当課長（以下「庶務担当課長」という。）に対し、国庫帰属通知書（別記様式第1号）とともに当該物品を送付する。
- (2) 国庫帰属通知書とともに物品の送付を受けた庶務担当課長は、当該物品と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、当該物品の管理に関する事務を専決処理することとされている警察本部長に対し、国庫帰属通知書を送付する。庶務担当課長は、(3)から(5)までの取扱いが終了するまでの間、当該物品を保管する。
- (3) 国庫帰属通知書の送付を受けた警察本部長は、当該物品について不用の決定をする。この場合において、売払価格より多額の費用を要する物品、個人の秘密に属する事項が記録されている物品、買受人がない物品等、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄する。
- (4) 当該物品を売り払う場合には、契約担当官は売払いの契約を行う。
- (5) 当該物品を廃棄する場合には、庶務担当課長が廃棄する。ただし、廃棄を有償で行う必要がある場合には、支出負担行為担当官は有償廃棄の契約を行う。
なお、廃棄する際は、必要な配意（例えば、個人の秘密に属する事項が記録されている物品であれば、当該情報が活用できないような方法で廃棄するなど。）をする。
- (6) (1)から(5)までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押

収物取扱簿（物品関係）（別記様式第2号）に記載し、そのてん末を明確にする。

2 国庫帰属押収物が現金である場合

- (1) 警察署長等は、押収物である現金（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条第1項において準用する第122条又は第499条第4項の規定に基づき押収物を公売した代価を含む。以下同じ。）が国庫に帰属した場合には、庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書とともに当該現金を送付する。
- (2) 国庫帰属通知書とともに現金の送付を受けた庶務担当課長は、当該現金と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該現金を収入官吏に送付する。
- (3) 国庫帰属通知書とともに現金の送付を受けた収入官吏は、当該現金を領収し、領収証書を庶務担当課長を通じて警察署長等に交付するとともに、領収済報告書を歳入徴収官に送付する。その後、収入官吏は、当該現金を現金払込書を添えて、日本銀行に払い込む。
- (4) 領収済報告書の送付を受けた歳入徴収官は、当該報告書に基づき、当該歳入の調査及び徴収の決定をする。
- (5) (1)から(4)までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）（別記様式第3号）に記載し、そのてん末を明確にする。

3 国庫帰属押収物が国有財産である場合

- (1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項各号に掲げる財産であって運搬が困難なものである場合
 - ア 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、運搬が困難である船舶、航空機等（以下「船舶等」という。）であるときは、庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書とともに船舶等の写真、備付書類の写し等（以下「写真等」という。）を送付する。警察署長等はイからエまでの取扱いが終了するまでの間、当該船舶等を保管する。
 - イ 国庫帰属通知書とともに写真等の送付を受けた庶務担当課長は、当該写真等と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該写真等を当該国有財産に関する事務を分掌する警察本部長に送付する。
 - ウ 国庫帰属通知書とともに写真等の送付を受けた警察本部長は、引継通知書（別記様式第4号）により、財務局長等に対し、引継ぎの通知を行う。
 - エ 通知を行った財務局長等から引継ぎについて異存がない旨の回答がなされた後、警

警察本部長は当該船舶等を引継書（別記様式第5号）により財務局長等に引き継ぎ、引継物件受領書（別記様式第6号）の交付を受ける。

オ アからエまでの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）（別記様式第7号）に記載し、そのてん末を明確にする。

(2) 国有財産法第2条第1項各号に掲げる財産であって(1)以外のものである場合

ア 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、(1)以外の株式、社債等（以下「株式等」という。）であるときは、庶務担当課長に対し、国庫帰属通知書とともに当該株式等を送付する。

イ 国庫帰属通知書とともに株式等の送付を受けた庶務担当課長は、当該株式等と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該株式等を警察本部長に送付する。

ウ 国庫帰属通知書とともに株式等の送付を受けた警察本部長は、引継通知書により、財務局長等に対し、引継ぎの通知を行う。

エ 通知を行った財務局長等から引継ぎについて異存がない旨の回答がなされた後、警察本部長は当該株式等を引継書により財務局長等に引き継ぎ、引継物件受領書の交付を受ける。

オ アからエまでの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）に記載し、そのてん末を明確にする。

4 留意事項

国庫帰属押収物の取扱いに関する書類は、当該国庫帰属押収物の取扱いが全て終了した後、警察本部警務部会計課で保管する。

別記様式第1号

国庫帰属通知書		
第 年 月 日		
佐賀県警察本部長	殿	
司法警察員		
下記の押収物については、刑事訴訟法第499条第3項の規定により国庫に帰属しましたので通知します。		
押 収 番 号		
押 収 年 月 日	年 月 日	
押 収 物	品 名	数 量
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	事件(第 号)	
所 有 者 又 は 差 出 人の住居及び氏名	住居： 氏名：	
公 告 の 年 月 日	掲 示 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで 官報掲載日： 年 月 日	
国庫に帰属した年月日	年 月 日	
備 考		

備考1 国庫帰属押収物が物品である場合には警察本部長を、現金である場合には歳入徴収官を、国有財産である場合には部局長をそれぞれ宛名とすること。
2 押収物の換価処分をした場合には、換価処分書の写しを添付すること。

別記様式第2号

国庫帰属押収物取扱簿(物品関係)

押 収 番 号	
押 収 年 月 日	年 月 日
押 収 物	品名： 数量：
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	事件 (第 号)
所 有 者 又 は 差 出 人 の 住 居 及 び 氏 名	住居： 氏名：
公 告 の 年 月 日	掲示期間 年 月 日から 年 月 日まで 官報掲載日 年 月 日
国 庫 帰 属 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
庶務担当課長受領年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
本部長等受領年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
処 分 方 法 決 定 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
処 分 方 法	☐ 売 払 ・ 廃棄(☐ 有償 ・ ☐ 無償)
契約担当官等受領年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
処 分 を し た 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
売 払 結 果 債権発生通知書送付年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 円 日 所属 氏名
備 考	

備考1 ☐印のある欄については、該当の☐印の中にレを付すこと。

2 売払結果欄については、売払を行った場合にのみ、その金額、債権発生通知書を蔵入徴収官に送付した年月日及び担当官の所属、氏名を記載すること。

別記様式第3号

国庫帰属押収物取扱簿(現金関係)

押 収 番 号	
押 収 年 月 日	年 月 日
押収現金額(代価額) (換価代金である場合は 押収物の品名及び数量を 記載)	円 (押収物品名：) (押収物数量：)
換 価 し た 場 合 は、その年月日	年 月 日
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	(第 事件 号)
所 有 者 又 は 差 出 人 の 住 居 及 び 氏 名	住居： 氏名：
公 告 の 年 月 日	揭示期間 年 月 日から 年 月 日まで 官報掲載日 年 月 日
国 庫 帰 属 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
庶務担当課長受領年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
収入官吏受領年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
日本銀行払込み年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
歳入徴収官への報告年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
徴 収 決 定 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
備 考	

別記様式第4号

引 継 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

警 察 本 部 長 

国庫に帰属した押収物の引継について(通知)

刑事訴訟法第499条第3項に基づき国庫に帰属した下記押収物が、国有財産法第8条第1項に該当すると認められるので、同法施行令第3条第1項に基づき通知します。

記

1 押収物内容

品 名 :

数 量 :

押 収 番 号 :

所有者又は差出人の氏名 :

取扱い所属 :

2 事件内容

事 件 名 :

3 取得の事由

4 当該押収物に関する事務を分掌する部局長

5 その他参考事項

備考 事例に応じて、適宜変更して使用すること。

別記様式第5号

引 継 書

第 号
年 月 日

殿

警 察 本 部 長 印

下記のとおり国庫に帰属した物件を引継ぎします。

記

1 取得した事由

2 引継物件目録

押収番号	品 名	数 量

(取扱者：所属 氏名 印)

備考1 本書は、正副2通作成して正本を送付し、副本を添付した引継物件受領書に受領者の
印を求めること。

2 事例に応じて、適宜変更して使用すること。

別記様式第6号

引 継 物 件 受 領 書

年 月 日

殿



別添 年 月 日付け第 号引継書をもって引継ぎのあった物件を受領しました。

備考 引継書の副本を添付すること。

別記様式第7号

国庫帰属押収物取扱簿(国有財産関係)

押 収 番 号	
押 収 年 月 日	年 月 日
押 収 物	品名： 数量：
事 件 名 (犯罪事件受理簿番号)	事件 (第 号)
所 有 者 又 は 差 出 人 の 住 居 、 氏 名	住居： 氏名：
公 告 の 年 月 日	揭示期間 年 月 日から 年 月 日まで 官報掲載日 年 月 日
国 庫 帰 属 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
庶務担当課長受領年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
部 局 長 受 領 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
引継通知書送付年月日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
引 継 ぎ 年 月 日 担 当 者 所 属 ・ 氏 名	年 月 日 所属 氏名
備 考	

別記様式第 1 号

(令元佐本務発831・全改、令 4 佐本務発184・一部改正)

別記様式第 2 号

(令元佐本務発831・全改、令 4 佐本務発184・一部改正)

別記様式第 3 号

(令元佐本務発831・全改、令 4 佐本務発184・一部改正)

別記様式第 4 号

(令元佐本務発831・全改)

別記様式第 5 号

(令元佐本務発831・全改)

別記様式第 6 号

(令元佐本務発831・全改)

別記様式第 7 号

(令元佐本務発831・全改、令 4 佐本務発184・一部改正)